



宮崎県公報

令和7年12月12日(金曜日) 号外 第61号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目次

頁

規則

○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する

規則 (会計課) 1

病院局企業管理規則

○病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業

会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を

改正する企業管理規程 1

人事委員会規則

○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する
規則 4○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の
一部を改正する規則 6○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改
正する規則 6

規則

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第66号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1 (第3条関係) 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(8) [略] <u>(9)～(605)</u> [略] 3～7 [略]	別表第1 (第3条関係) 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(8) [略] <u>(9) 政黨の支部の支部報告書等の写しの交付手数料</u> <u>(10)～(606)</u> [略] 3～7 [略]

附則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

病院局企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和7年12月12日

宮崎県病院局長 吉村久人

宮崎県病院局企業管理規程第9号

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 病院事業職員の給与に関する規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当の種類等)	(特殊勤務手当の種類等)

第10条 病院事業給与条例第12条の規定により支給される特殊勤務手当の種類は、感染症予防等手当、精神保健福祉業務手当、深夜

手当の種類は、感染症予防等手当、精神保健福祉業務手当、深夜

看護手当、家畜伝染病防疫等手当、放射線取扱手当、航空機搭乗手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当、特別診療手当及び災害応急作業等手当とする。

2～7 [略]

8 前項の手当の額は、従事した日1につき、専門看護師については250円、認定看護師については150円とする。

9～15 [略]

16 特殊勤務手当の支給を受ける職員が、同一勤務日に特殊勤務手当の対象となる2以上の業務に従事した場合には、それらの業務に係る特殊勤務手当のうちその額が最高のもの（その額が同額である場合はいずれか一）に限り支給する。ただし、深夜看護手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当、特別診療手当及び災害応急作業等手当は、他の特殊勤務手当と重複して支給することができる。

別表第7（第8条関係）

職員の区分 期間の区分	県立延岡病院に勤務する職員	その他の職員
1年未満	416,600	370,400
1年以上2年未満	416,600	370,400
2年以上3年未満	416,600	370,400
3年以上4年未満	416,600	370,400
4年以上5年未満	416,600	370,400
5年以上6年未満	416,600	370,400
6年以上7年未満	416,600	370,400
7年以上8年未満	416,600	370,400
8年以上9年未満	416,600	370,400
9年以上10年未満	416,600	370,400
10年以上11年未満	416,600	370,400
11年以上12年未満	416,600	370,400
12年以上13年未満	416,600	370,400
13年以上14年未満	416,600	370,400
14年以上15年未満	416,600	370,400
15年以上16年未満	416,600	370,400
16年以上17年未満	412,200	366,400
17年以上18年未満	407,800	362,400
18年以上19年未満	403,400	358,400
19年以上20年未満	399,000	354,400
20年以上21年未満	394,600	350,400
21年以上22年未満	378,700	336,400
22年以上23年未満	360,100	320,400
23年以上24年未満	341,100	303,900
24年以上25年未満	322,100	287,400

看護手当、家畜伝染病防疫等手当、放射線取扱手当、航空機搭乗手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当、特別診療手当、災害応急作業等手当及び地域診療支援手当とする。

2～7 [略]

8 前項の手当の額は、従事した日1につき、専門看護師については250円、認定看護師については150円（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第1号に規定する特定行為に係る業務に従事した認定看護師については250円）とする。

9～15 [略]

16 第1項に規定する地域診療支援手当は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員が県立病院以外の公的医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関をいう。）等からの要請に応じ、予め締結した協定に基づき、派遣された医療職給料表（一）の適用を受ける職員が当該公的医療機関等の診療業務に従事したときに支給し、その額は、1日につき20,000円（診療業務に従事した時間が3時間未満の場合は10,000円）とする。

17 特殊勤務手当の支給を受ける職員が、同一勤務日に特殊勤務手当の対象となる2以上の業務に従事した場合には、それらの業務に係る特殊勤務手当のうちその額が最高のもの（その額が同額である場合はいずれか一）に限り支給する。ただし、深夜看護手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当、特別診療手当、災害応急作業等手当及び地域診療支援手当は、他の特殊勤務手当と重複して支給することができる。

別表第7（第8条関係）

職員の区分 期間の区分	県立延岡病院に勤務する職員	その他の職員
1年未満	417,600	371,300
1年以上2年未満	417,600	371,300
2年以上3年未満	417,600	371,300
3年以上4年未満	417,600	371,300
4年以上5年未満	417,600	371,300
5年以上6年未満	417,600	371,300
6年以上7年未満	417,600	371,300
7年以上8年未満	417,600	371,300
8年以上9年未満	417,600	371,300
9年以上10年未満	417,600	371,300
10年以上11年未満	417,600	371,300
11年以上12年未満	417,600	371,300
12年以上13年未満	417,600	371,300
13年以上14年未満	417,600	371,300
14年以上15年未満	417,600	371,300
15年以上16年未満	417,600	371,300
16年以上17年未満	413,200	367,300
17年以上18年未満	408,800	363,300
18年以上19年未満	404,400	359,300
19年以上20年未満	400,000	355,300
20年以上21年未満	395,600	351,300
21年以上22年未満	381,600	339,000
22年以上23年未満	365,100	324,300
23年以上24年未満	348,600	308,800
24年以上25年未満	332,100	293,300

宮崎県公報

令和7年12月12日(金曜日) 号外 第61号

25年以上26年未満	302,600	270,900	25年以上26年未満	315,600	277,300
26年以上27年未満	281,600	251,400	26年以上27年未満	298,100	260,300
27年以上28年未満	260,600	231,900	27年以上28年未満	280,600	243,300
28年以上29年未満	239,600	212,400	28年以上29年未満	263,100	226,300
29年以上30年未満	217,600	192,900	29年以上30年未満	245,100	208,800
30年以上31年未満	195,600	172,400	30年以上31年未満	227,100	191,300
31年以上32年未満	173,600	151,900	31年以上32年未満	209,100	173,800
32年以上33年未満	150,600	131,400	32年以上33年未満	190,100	155,800
33年以上34年未満	127,600	109,900	33年以上34年未満	171,100	137,300
34年以上35年未満	104,600	88,400	34年以上35年未満	152,100	118,800

(病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程(令和元年宮崎県病院局企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

職務	給料表	職務の級	号給
医療職補助業務(甲)	会計年度任用職員行政職給料表	1級	1号給
医療職補助業務(乙)	会計年度任用職員行政職給料表	1級	9号給
医療職補助業務(丙)	会計年度任用職員行政職給料表	1級	29号給
行政職補助業務	行政職給料表	1級	1号給
行政職高卒初任給相当	行政職給料表	1級	5号給
行政職短大卒初任給相当	行政職給料表	1級	15号給
行政職大卒初任給相当	行政職給料表	1級	25号給
行政職2級相当	行政職給料表	2級	1号給
行政職3級相当	行政職給料表	3級	1号給
医師及び歯科医師業務	会計年度任用職員医療職給料表(一)	1級	13号給
医療職給料表(二)短大2卒初任給相当	医療職給料表(二)	1級	11号給
医療職給料表(二)短大3卒初任給相当	医療職給料表(二)	1級	17号給
医療職給料表(二)大学4卒初任給相当	医療職給料表(二)	2級	1号給
医療職給料表(二)大学6卒初任給相当	医療職給料表(二)	2級	15号給
医療職給料表(二)(甲)	医療職給料表(二)	2級	3号給
医療職給料表(二)(乙)	医療職給料表(二)	2級	9号給
医療職給料表(二)(丙)	医療職給料表(二)	2級	13号給
医療職給料表(二)(丁)	医療職給料表(二)	2級	27号給
医療職給料表(三)1級相当	医療職給料表(三)	1級	5号給
医療職給料表(三)短大2卒初任給相当	医療職給料表(三)	2級	1号給

別表第3を次のように改める。

別表第3 会計年度任用職員行政職給料表(第3条関係)

号給・給料月額 職務の級	号給	給料月額								
1級		円		円		円		円		円
	1	177,600	11	189,400	21	204,000	31	221,300	41	234,100
	2	178,800	12	190,700	22	205,800	32	222,800	42	235,100
	3	180,000	13	191,900	23	207,600	33	224,300	43	236,100
	4	181,200	14	193,200	24	209,400	34	225,700	44	237,000
	5	182,300	15	194,400	25	211,200	35	227,000	45	237,900
	6	183,500	16	195,600	26	213,000	36	228,300		
	7	184,600	17	196,800	27	214,800	37	229,600		
	8	185,700	18	198,600	28	216,600	38	230,800		
	9	186,800	19	200,400	29	218,300	39	231,900		
	10	188,100	20	202,200	30	219,800	40	233,000		

別表第4を次のように改める。

別表第4 会計年度任用職員医療職給料表(一)(第3条関係)

職務の級	1級	2級	3級
------	----	----	----

号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
13	342,000	470,900	
14	345,500	472,300	
15	348,900	473,800	
16	352,300	475,200	
17	355,700	479,600	548,700
18	358,800	481,100	550,600
19	362,000	482,500	552,500
20	365,200	483,900	554,400
21	368,500	488,600	561,300
22	371,600	490,100	563,000
23	374,700	491,500	564,800
24	377,700	492,900	566,600
25	380,800	498,100	573,700
26	383,100	499,500	575,500
27	385,400	500,800	577,300
28	387,600	502,200	578,800
29	389,500	507,700	586,200

附 則

この規程は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の病院事業職員の給与に関する規程及び第2条の規定による改正後の病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の規定は、令和7年4月1日から適用する。

人事委員会規則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

宮崎県人事委員会委員長 桑山秀彦

宮崎県人事委員会規則第28号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1(第6条関係)				別表第1(第6条関係)			
職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員	職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
1年未満	370,400	51,600	[略]	1年未満	371,300	52,100	[略]
1年以上2年未満	370,400	51,600		1年以上2年未満	371,300	52,100	
2年以上3年未満	370,400	51,600		2年以上3年未満	371,300	52,100	
3年以上4年未満	370,400	51,600		3年以上4年未満	371,300	52,100	
4年以上5年未満	370,400	51,600		4年以上5年未満	371,300	52,100	
5年以上6年未満	370,400	51,600		5年以上6年未満	371,300	52,100	
6年以上7年未満	370,400	49,800		6年以上7年未満	371,300	50,300	
7年以上8年未満	370,400	48,000		7年以上8年未満	371,300	48,500	
8年以上9年未満	370,400	46,200		8年以上9年未満	371,300	46,700	
9年以上10年未満	370,400	44,400		9年以上10年未満	371,300	44,900	
10年以上11年未満	370,400	42,600		10年以上11年未満	371,300	43,100	
11年以上12年未満	370,400	40,800		11年以上12年未満	371,300	41,300	
12年以上13年未満	370,400	39,000		12年以上13年未満	371,300	39,500	
13年以上14年未満	370,400	37,200		13年以上14年未満	371,300	37,700	
14年以上15年未満	370,400	35,800		14年以上15年未満	371,300	36,300	
15年以上16年未満	370,400	34,400		15年以上16年未満	371,300	34,900	
16年以上17年未満	366,400	33,000		16年以上17年未満	367,300	33,500	

宮崎県公報

令和7年12月12日(金曜日) 号外 第61号

17年以上18年未満	362,400	31,600
18年以上19年未満	358,400	30,200
19年以上20年未満	354,400	28,800
20年以上21年未満	350,400	27,400
21年以上22年未満	336,400	26,800
22年以上23年未満	320,400	26,200
23年以上24年未満	303,900	25,200
24年以上25年未満	287,400	24,600
25年以上26年未満	270,900	24,000
26年以上27年未満	251,400	23,400
27年以上28年未満	231,900	22,800
28年以上29年未満	212,400	22,000
29年以上30年未満	192,900	21,700
30年以上31年未満	172,400	21,300
31年以上32年未満	151,900	20,700
32年以上33年未満	131,400	19,800
33年以上34年未満	109,900	18,900
34年以上35年未満	88,400	18,200

[略]

別表第2(第7条の2関係)

期間の区分	2項職員	3項職員
1年未満	円 36,100	[略]
1年以上2年未満	36,100	
2年以上3年未満	36,100	
3年以上4年未満	36,100	
4年以上5年未満	36,100	
5年以上6年未満	36,100	
6年以上7年未満	34,900	
7年以上8年未満	33,600	
8年以上9年未満	32,300	
9年以上10年未満	31,100	
10年以上11年未満	29,800	
11年以上12年未満	28,600	
12年以上13年未満	27,300	
13年以上14年未満	26,000	
14年以上15年未満	25,100	
15年以上16年未満	24,100	
16年以上17年未満	23,100	
17年以上18年未満	22,100	
18年以上19年未満	21,100	
19年以上20年未満	20,200	
20年以上21年未満	19,200	
21年以上22年未満	18,800	
22年以上23年未満	18,300	
23年以上24年未満	17,600	
24年以上25年未満	17,200	
25年以上26年未満	16,800	
26年以上27年未満	16,400	
27年以上28年未満	16,000	
28年以上29年未満	15,400	
29年以上30年未満	15,200	
30年以上31年未満	14,900	

17年以上18年未満	363,300	32,100
18年以上19年未満	359,300	30,700
19年以上20年未満	355,300	29,300
20年以上21年未満	351,300	27,900
21年以上22年未満	339,000	27,300
22年以上23年未満	324,300	26,700
23年以上24年未満	308,800	25,700
24年以上25年未満	293,300	25,100
25年以上26年未満	277,300	24,500
26年以上27年未満	260,300	23,900
27年以上28年未満	243,300	23,300
28年以上29年未満	226,300	22,500
29年以上30年未満	208,800	22,200
30年以上31年未満	191,300	21,800
31年以上32年未満	173,800	21,200
32年以上33年未満	155,800	20,300
33年以上34年未満	137,300	19,400
34年以上35年未満	118,800	18,700

[略]

別表第2(第7条の2関係)

期間の区分	2項職員	3項職員
1年未満	円 36,500	[略]
1年以上2年未満	36,500	
2年以上3年未満	36,500	
3年以上4年未満	36,500	
4年以上5年未満	36,500	
5年以上6年未満	36,500	
6年以上7年未満	35,200	
7年以上8年未満	34,000	
8年以上9年未満	32,700	
9年以上10年未満	31,400	
10年以上11年未満	30,200	
11年以上12年未満	28,900	
12年以上13年未満	27,700	
13年以上14年未満	26,400	
14年以上15年未満	25,400	
15年以上16年未満	24,400	
16年以上17年未満	23,500	
17年以上18年未満	22,500	
18年以上19年未満	21,500	
19年以上20年未満	20,500	
20年以上21年未満	19,500	
21年以上22年未満	19,100	
22年以上23年未満	18,700	
23年以上24年未満	18,000	
24年以上25年未満	17,600	
25年以上26年未満	17,200	
26年以上27年未満	16,700	
27年以上28年未満	16,300	
28年以上29年未満	15,800	
29年以上30年未満	15,500	
30年以上31年未満	15,300	

31年以上32年未満	<u>14,500</u>		31年以上32年未満	<u>14,800</u>	
32年以上33年未満	<u>13,900</u>		32年以上33年未満	<u>14,200</u>	
33年以上34年未満	<u>13,200</u>		33年以上34年未満	<u>13,600</u>	
34年以上35年未満	<u>12,700</u>		34年以上35年未満	<u>13,100</u>	
[略]					

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

宮崎県人事委員会委員長 桑山秀彦

宮崎県人事委員会規則第29号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(昭和45年宮崎県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
附則別表		附則別表	
自動車等の片道の使用距離	金額(円)	自動車等の片道の使用距離	金額(円)
[略]		[略]	
20キロメートル以上25キロメートル未満	<u>13,100</u>	20キロメートル以上25キロメートル未満	<u>13,500</u>
25キロメートル以上30キロメートル未満	<u>15,800</u>	25キロメートル以上30キロメートル未満	<u>16,600</u>
30キロメートル以上35キロメートル未満	<u>18,600</u>	30キロメートル以上35キロメートル未満	<u>19,700</u>
35キロメートル以上40キロメートル未満	<u>21,200</u>	35キロメートル以上40キロメートル未満	<u>22,800</u>
40キロメートル以上45キロメートル未満	<u>23,800</u>	40キロメートル以上45キロメートル未満	<u>25,900</u>
45キロメートル以上50キロメートル未満	<u>26,400</u>	45キロメートル以上50キロメートル未満	<u>29,100</u>
50キロメートル以上55キロメートル未満	<u>29,000</u>	50キロメートル以上55キロメートル未満	<u>32,300</u>
55キロメートル以上60キロメートル未満	<u>31,600</u>	55キロメートル以上60キロメートル未満	<u>35,500</u>
60キロメートル以上65キロメートル未満	<u>34,200</u>	60キロメートル以上65キロメートル未満	<u>38,700</u>
65キロメートル以上70キロメートル未満	<u>36,800</u>	65キロメートル以上70キロメートル未満	<u>42,200</u>
70キロメートル以上75キロメートル未満	<u>39,400</u>	70キロメートル以上75キロメートル未満	<u>45,700</u>
75キロメートル以上80キロメートル未満	<u>42,000</u>	75キロメートル以上80キロメートル未満	<u>49,200</u>
80キロメートル以上85キロメートル未満	<u>44,600</u>	80キロメートル以上85キロメートル未満	<u>52,700</u>
85キロメートル以上90キロメートル未満	<u>47,200</u>	85キロメートル以上90キロメートル未満	<u>56,200</u>
90キロメートル以上95キロメートル未満	<u>49,800</u>	90キロメートル以上95キロメートル未満	<u>59,600</u>
95キロメートル以上100キロメートル未満	<u>52,400</u>	95キロメートル以上100キロメートル未満	<u>63,000</u>
100キロメートル以上	<u>55,000</u>	100キロメートル以上	<u>66,400</u>

備考 この表の規定にかかわらず、自動車等の片道の使用距離が
30キロメートル以上35キロメートル未満、35キロメートル以上
40キロメートル未満及び40キロメートル以上45キロメートル未
満の区分に応する額は、当分の間、それぞれ18,700円、21,600
円及び24,400円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

宮崎県人事委員会委員長 桑山秀彦

宮崎県人事委員会規則第30号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(勤勉手当の成績率)	(勤勉手当の成績率)

第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。
(1) 第2号及び第3号に掲げる職員以外の職員 100分の 315 (給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の 375)
(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の 150 (特定管理職員にあっては、100分の 180)
(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 100分の 262.5

第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。
(1) 第2号及び第3号に掲げる職員以外の職員 <u>6月に支給する場合には 100分の 315</u> (給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員(以下この号及び次号において「特定管理職員」という。)にあっては、 <u>100分の 375</u>)、 <u>12月に支給する場合には 100分の 322.5</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の 382.5</u>)
(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>6月に支給する場合には 100分の 150</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の 180</u>)、 <u>12月に支給する場合には 100分の 157.5</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の 187.5</u>)
(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 <u>6月に支給する場合には 100分の 262.5</u> 、 <u>12月に支給する場合には 100分の 270</u>

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 第2号及び第3号に掲げる職員以外の職員 <u>6月に支給する場合には 100分の 315</u> (給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員(以下この号及び次号において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の 375</u>)、<u>12月に支給する場合には 100分の 322.5</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の 382.5</u>)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>6月に支給する場合には 100分の 150</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の 180</u>)、<u>12月に支給する場合には 100分の 157.5</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の 187.5</u>)</p> <p>(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 <u>6月に支給する場合には 100分の 262.5</u>、<u>12月に支給する場合には 100分の 270</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 第2号及び第3号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の318.75</u> (給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の378.75</u>)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の153.75</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の183.75</u>)</p> <p>(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 <u>100分の266.25</u></p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

